

食育推進事業実施要綱

1 趣旨

「埼玉県食育推進計画」の推進に当たり、本計画に定めた目標や重点課題を踏まえ、効果的かつ実証可能な事業を実施する。

2 事業実施主体

埼玉県（健康長寿課、保健所及び衛生研究所）

3 事業内容

(1) 重点課題への対応事業

計画の進捗状況に応じて、別紙に定める毎年度の重点課題に対応するための取組を実施する。

(2) 人材育成事業

食育の推進に関わる人材を育成する取組を実施する。

(3) 市町村の食育推進計画策定支援事業

市町村食育推進計画策定に必要な情報の提供及び技術的な支援を行う。

(4) その他、食育を推進するために必要な取組を実施する。

4 事業実施計画

保健所長及び衛生研究所長は事業の実施に当たっては、毎年度5月末日までに事業実施計画書（様式1）を作成し、健康長寿課長に提出するものとする。

5 事業実施報告

保健所長及び衛生研究所長は事業の実施結果については、毎年度3月15日までに事業実施報告書（様式2）を作成し、健康長寿課長に提出するものとする。

6 事業実施評価

保健所長及び衛生研究所長は事業ごとに評価指標を掲げることとし、実施後に事業効果の評価を行うものとする。

7 経費

この事業に必要な経費は、保健所及び衛生研究所の申請に基づき健康長寿課長が予算の範囲内で令達する。

8 その他

この要綱に定めのない事項については、健康長寿課長と各所長が協議の上、処理するものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。